「札幌市はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業」概要

1 目的

高齢者の健康の保持・増進を図ることを目的とする。

2 助成対象者

各年度の4月1日現在、満65歳以上で、申請日において札幌市内に居住し、住民登録されている方

3 助成額

施術1回につき700円を5回まで

4 取扱施術者の指定

本事業の施術を行うに当たっては、札幌市と協定を締結し、取扱施術者（以下「施術者」という。）の指定を受けなければならない。

5 施術料金

協定による標準料金は、3,000円とする。

ただし、受療者に対し、施術前に予め施術内容と料金を十分に説明し、了承を得たうえで3,000円を超える料金とすることも可能。

6 助成の方法

1 助成希望者は、事前に助成券の申請を行い、市は助成券5枚を交付する。

2 助成希望者は、施術を受ける際に施術者へ助成券1枚を提出し、施術の費用から助成額700円を控除した額（標準料金の場合、自己負担額2,300円）を施術者に支払う。

3 市は、施術者等からの請求により、助成券1枚につき700円を施術者等に支払うことにより助成を行う。

7 指定施術所における助成券の取扱注意事項（主なもの）

(1) 利用者の本人確認

施術者は、利用者から助成券を提出された際に、必ず保険証等で助成券に記載された氏名・生年月日と同一であるか（本人確認）、有効期間内の利用であるか、また、受療

時に札幌市民であるか（住所確認）を確認してください。

＜市が助成券を利用者へ交付する時は、助成対象者の要件を確認しているが、利用者が助成券を使用する際に、市外へ転居している場合等が考えられるため＞

※協定書　第4条2　利用者から助成券を受領する時は、利用者が助成券の記名者本人であること及び現に札幌市内に居住していることを確認しなければならない。

(2)　施術料金

施術料金として標準料金3,000円の設定をお願いします。また、3,000円以上の料金とする場合は、施術前に必ずその内容と金額の説明を行い、利用者の承諾を得てください。

※協定書　第3条　施術に要する料金は、施術1回につき3,000円とする。ただし、取扱施術者をして、利用者に対し施術を行う前にその内容等を十分に説明し了解を得た上で、3,000円を超える料金とすることは妨げない。

(3)　領収書の交付

施術料金を受領したときは、必ず領収書（受取金額）を交付してください。

※協定書　第4条3　乙は、第1項による施術料を徴収した場合、取扱施術者をして利用者に対し領収書を交付しなければならない。

(4)　助成券への記入

オモテ　①指定番号、施術所名

②施術日、施術内容

ウラ　③特定健診又は後期高齢者健診の受診状況

※協定書　第1条3　甲が行う健康の保持・増進に関連する啓発事業等に協力することに努めなければならない。

(5)　施術の場所

助成は、施術所内で受ける施術が対象です。施術所以外の自宅や会館などに施術者が出向いての施術は対象となりません。

※要綱　第4条　助成の対象となる施術は、施術所内において行われるものとする。

(6)　助成の請求

本事業の施術に係る助成券分の請求は、1か月単位の請求書に助成券を添えて提出

してください。

・受領した助成券を紛失された場合は、お支払できません。

・(4)の助成券オモテの記入事項①②の記入が無い場合は、お支払できません。

8 本事業の終了について

本事業は令和9年度末で終了となる予定です。また、助成券1枚あたりの助成額は、本事業を利用される皆様への影響を考慮し、令和7年度800円・令和8年度700円・令和9年度500円と段階的に減額となる予定です。